

コーポレート・ガバナンス報告書

2024年12月19日

株式会社NPT

代表取締役 原 健一郎

問合せ先：管理部 03-6455-7150

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、当社の内部統制の継続的な強化をはかり、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示を実行できるよう努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
谷 憲三朗	1,001,000	21.71
中村 祐輔	1,000,000	21.69
TNP スレッズ・オブ・ライト投資事業有限責任組合	534,000	11.58
新日本製薬株式会社	460,000	9.98
土方 康基	440,000	9.54
山田 英二郎	150,000	3.25
谷 洋子	121,000	2.62
谷 英典	120,800	2.62
株式会社龍角散	100,000	2.17
原 健一郎	80,600	1.75

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	10月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主は存在しません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮島 篤	学者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮島 篤		—	<p>東京大学定量生命科学研究科特任教授であり、当社の分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は当社との間に利害関係はありません。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	5名以内
監査役員数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役及び内部監査人は、定期的に各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、連携を深めることで、効率的な監査を実施するように努めております。</p> <p>また、監査役及び監査法人も同様に、定期的に各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、連携を深めることで、効率的な監査を実施するように努めております。</p> <p>内部監査人は、監査計画を策定する際や監査の実施状況について、監査役と情報を共有しております。監査法人からの指摘事項があった場合は、内部監査人による調査分析を行い、監査役に報告を行うようにしております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴田 聡	その他													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 聡	○	—	<p>以前監査法人及び税理士法人に勤務しており、また、一般企業における経営者としての長年の経験を有し、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂けるものと判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>また同氏は、当社との間に利害関係はありません。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	1
---------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,社内監査役、社外監査役,執行役,従業員,その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与者につきましては、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び監査役報酬につきましては、総額は株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲となっております。各取締役の報酬は、世間水準及び会社業績や、従業員給与とのバランスを考慮して取締役会において決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>取締役会の開催にあたっては、事務局である管理部が招集通知を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて社外取締役及び社外監査役に事前説明を行っております。</p> <p>また、社外監査役が常時職務の執行に関わる文章その他の情報を閲覧できるとともに、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧するとともに、必要あるときは意見を述べるができる体制を整えております。</p>

社外取締役と当社の連携窓口としては、取締役会事務局である管理部より担当を指名し、支援できる体制を整えております。また、監査役の職務に関連して、補助者の要請があった場合には、適切な人員を選任いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会

当社の取締役会は取締役4名(うち社外取締役1名)により構成されており、原則として、月1回の定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、経営計画に関する事項をはじめ、開発計画、資金計画などの会社運営に関わる事項や会社法及び取締役会規程で定められた事項について決定を行います。

また、各執行役員からは業務の進捗や経営上の課題への取組みなどが報告され、取締役会では、この執行役員に対する職務執行を監督し、執行役員の選定や解職を行います。

なお、代表執行役員 CEO と執行役員 CFO は、取締役と兼務のため、業務執行を行わない常勤取締役1名がその監督を行います。

ロ. 執行役員

執行役員は、代表執行役員 CEO をはじめ、各部門責任者として3名の執行役員(うち1名は代表執行役員 CEO が兼務)がおります。執行役員は、各部門の業務執行組織への指示を行い、その業務執行組織からの報告を受けるとともに、職務権限規程に基づいて職務権限を執行します。

各執行役員は、不定期に必要なごとに会議を開催し、部門を横断する業務についての調整を図り、取締役会に報告すべき事項を、代表執行役員 CEO に報告します。

ハ. 監査役

監査役には、常勤監査役1名と社外監査役1名がおります。原則として、月1回の監査役意見交換会において監査報告を行っております。各監査役は、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会へ出席するほか、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

ニ. 会計監査

当社は、史彩監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、伊藤肇氏及び泉多枝子氏であり、いずれも継続監査年数7年以内であります。なお、大塚貴史は2023年11月期の監査において業務を執行する公認会計士として関与しておりましたが、2023年6月末で退任しております。また、当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士8名、その他4名であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の判断を行う取締役と業務執行者である執行役員を区別し、2名の執行役員の兼務者を監督するものとして、1名の常勤取締役と1名の社外取締役の4名で取締役会を構成しております。また、2名の監査役は、常勤監査役1名と社外監査役1名で構成していることから、外部の視点だけではなく、内部の視点からも経営監督機能は十分に機能していると判断し、この体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算は10月であり、株主総会を1月に開催しており、開催日が集中していないと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項であると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社WebサイトにIR情報ページを開設し、開示書類や決算情報、発行者情報を掲載していく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部に設置予定です。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題と認識しており、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
 - ②諸規程を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態を確保する。
 - ③取締役会は、法令、諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ④反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
 - ⑤当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、社内通報制度を設ける。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
 - ⑥内部監査業務は、代表執行役員 CEO が担当し、取締役会にて承認された外部機関は、各業務執行部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
 - ②取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 各業務執行役員は、その所管の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (5) 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等
- 監査役は、各部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。なお、当該使用人の人事については、事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、取締役会にて承認された外部機関は内部監査の結果等を報告する。
 - ②取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

③監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

②監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針および別途定める「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求は拒否し、取引その他の関係を一切持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況については、「反社会的勢力対策規程」を制定・周知することにより、反社会的勢力への対応ルールを明確にし、適切に対応できるよう整備しております。また、被害防止に向けた対策として、反社会的勢力の情報を集約したデータベース（RoboRobo）を活用し、反社会的勢力との関係の有無を調査するとともに、反社会的勢力等の排除に関する覚書を結ぶようにしています。

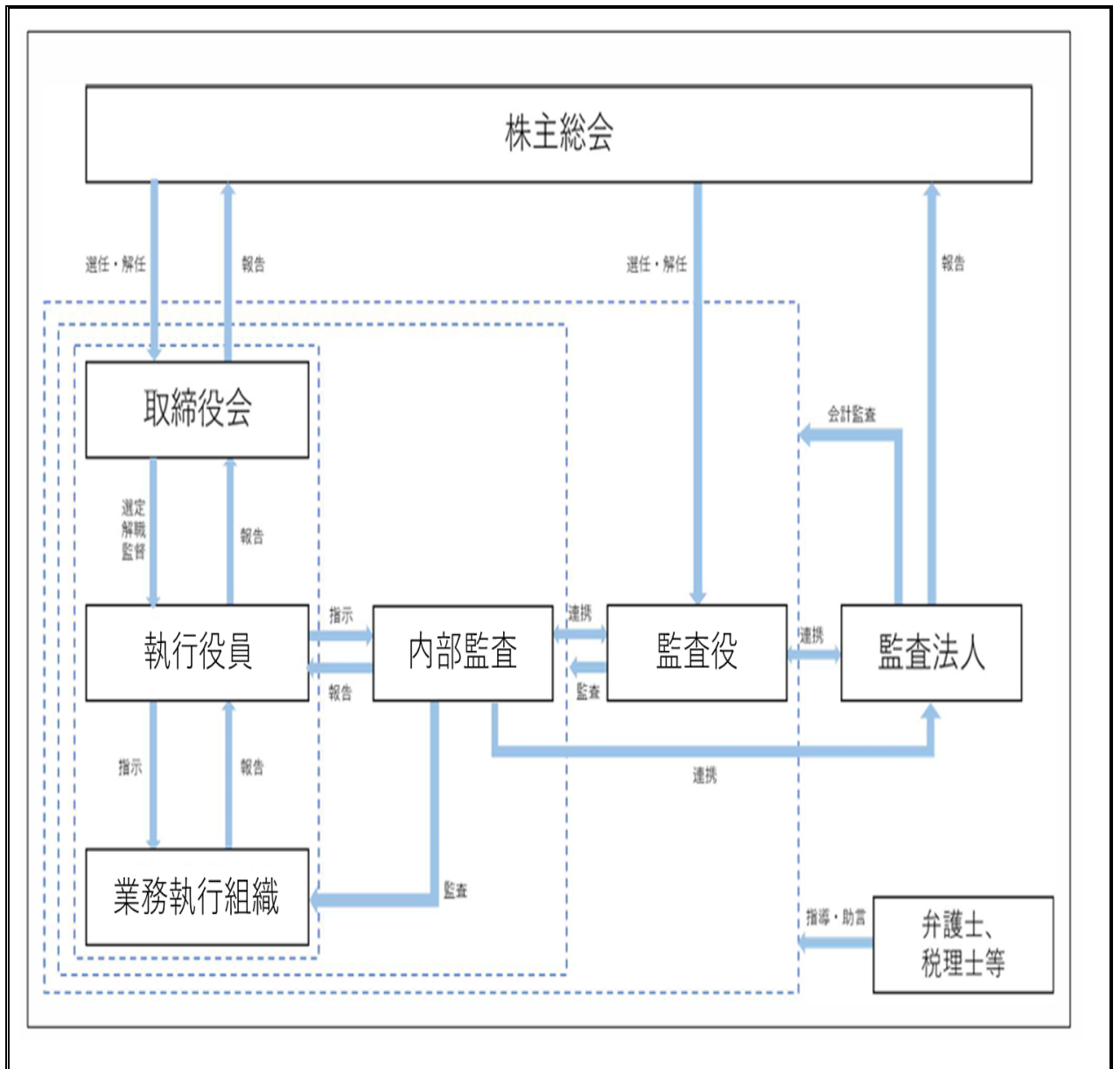
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

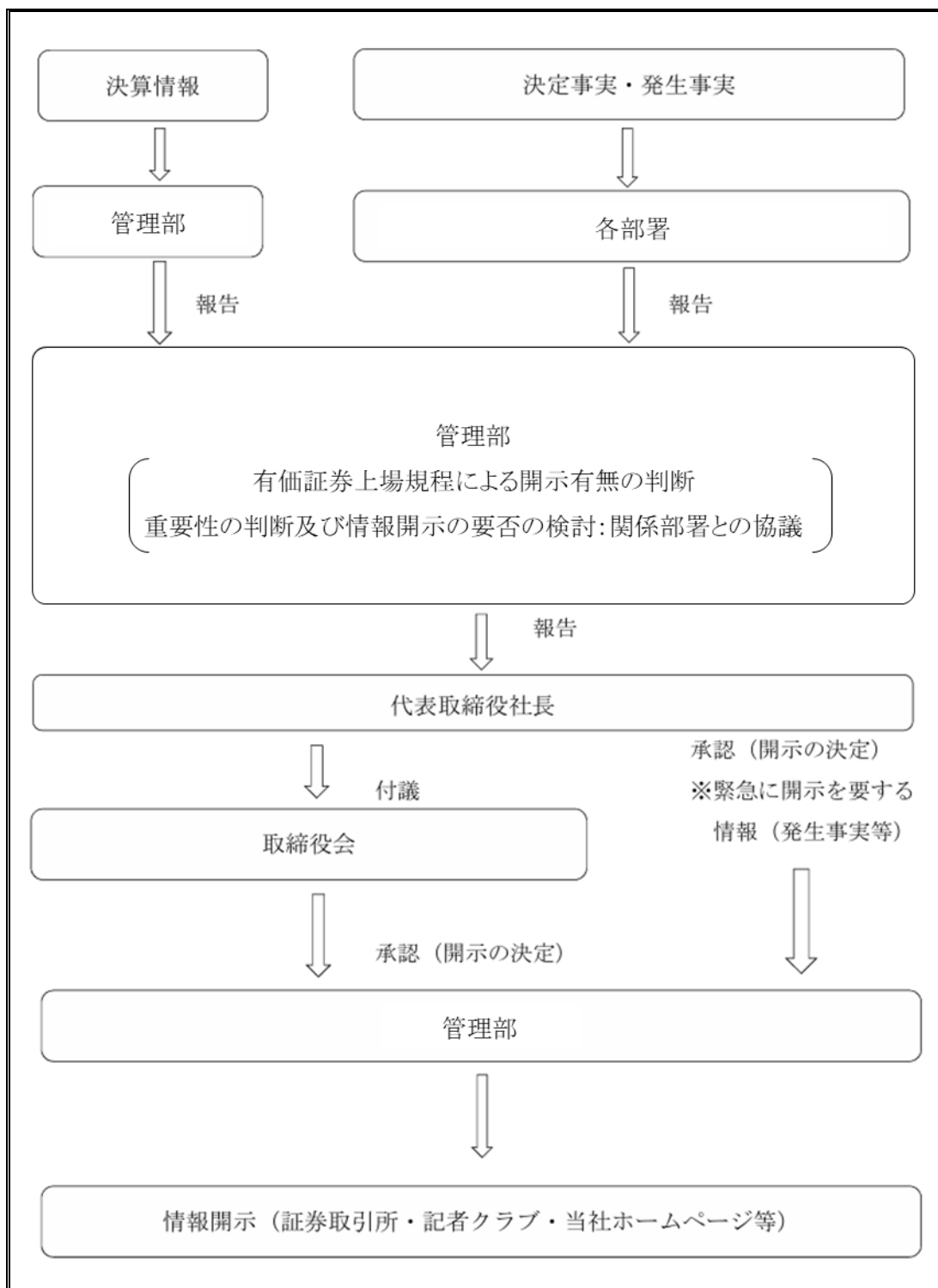
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上